

保育士の配置基準の抜本的な見直しを求める意見書

保育現場では、子どもの命と発達を保障するため、保育士が日々懸命に業務に励んでいる。

しかし、保育士配置基準は1948年（昭和23年）に制定され、1968年（昭和43年）に一部改正があったものの、75年前から4、5歳児クラスは30人に保育士1人、50年前から1、2歳児は6人に1人という配置である。

この配置基準では、子ども1人1人に寄り添うことはできず、日々の様子や成長記録を記入する連絡帳の作成やもろもろの事務作業などの時間も確保できていない。休憩時間を削り、仕事の持ち帰りなどして何とかこなしているのが実態である。

また、今日の保育現場は多様な保育ニーズに応える高い専門性が求められている。しかし、公定価格が低く抑えられているため、保育士の賃金は低く、専門職でありながら他の職種に比べ劣悪である。

近年、通園バスの置き去り死亡事故をはじめ、不適切な保育や虐待事案が顕在化している。安心して子どもを預けられるはずの保育施設で、絶対にあってはならないことである。同様の事案は全国で相次いでおり、再発防止対策を急ぐと同時に、未然に防ぐために、それに至った背景も深く追求していくことも重要である。

根底には、半世紀以上も変わらない配置基準で運営しなければならない保育施設の実態があり、この改善こそ急務である。学校教育においては小学校における35人学級や教科担任制の導入に向け、見直しが進められている。幼児教育を担う保育施設においても、学校同様に保育ニーズに応えうる年齢に応じた適切な見直しは必須と考える。

よって、政府においては、必要な財源を確保し、保育士の配置基準を実態に即したものに、改善することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年（令和5年）6月30日

高砂市議会